

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案の概要について（諮問）

第178回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

改正政令案の概要①（安衛令第7条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法において、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、特定事業（建設業及び造船業）を行う特定元方事業者等が選任する**統括安全衛生責任者の管理の対象に労働者以外の作業従事者を含める**こととされた。
- 上記の改正に伴い、安衛令第7条第2項について、次のとおり、**労働者の数**ではなく、個人事業者や会社役員等を含めた**作業従事者の数と改正する**もの。

2. 改正の概要

- 安衛令第7条第2項中、「労働者」を「作業従事者」に改める。

【改正前】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める**労働者**の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

【改正後】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める**作業従事者**の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

改正政令案の概要②（安衛令第10条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、機械等貸与者が機械等を「個人事業者」に貸与した場合についても、貸与した機械による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならないとされたところ、当該機械等の範囲は安衛令第10条各号に規定されており、現状以下のとおりとなっている。
 - ① 釣り上げ荷重が0・五トン以上の移動式クレーン
 - ② 安衛令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの
 - ③ 不整地運搬車
 - ④ 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車
 - これら4種類の機械は、機械等貸与者がリースすることが一般的であり、「不特定の場所に自走する機械」であって「運転の業務に際して必要な資格等が定められている」（※）もので、一定の労働災害が発生している。
 - 「フォークリフト」、「ショベルローダー」、「フォークローダー」の3機械についても、上記の機械と同様の状況にあることから、対象機械等に追加する必要がある。
- ※ 安衛法第61条の就業制限又は同法第59条第3項の特別教育の受講義務
- このため、安衛令第10条について、次のとおり改正するもの。

2. 改正の概要

- 安衛令第10条に規定する安衛法第33条第1項の政令で定める機械等にフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

(参考) フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダー



図1 フォークリフト (カウンターバランス)

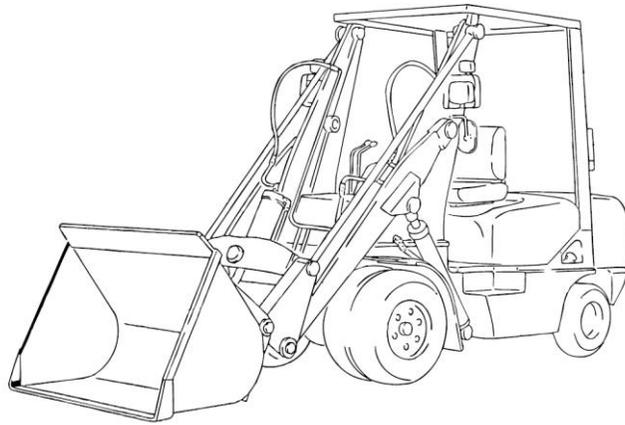


図2 ショベルローダー (リーチ機構なし)



図3 フォークローダー

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

ア 機械等貸与者等の講ずべき措置等（法第33条）

対応案

- 貸与された機械等による危険性は、貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。
- 個人事業者等を保護し、規制を課すのは安衛法上は労働者と同じ場所で働く場合であることを踏まえれば、機械等貸与者に措置を義務付けるのは個人事業者等が労働者と同じ場所で働く場合とすべきであるが、機械等貸与者が
 - ①事業者であるか個人事業者等であるか
 - ②個人事業者等の場合に労働者と同じ場所で使用するか否かを判断することは困難であるため、個人事業者等に貸与する場合にも事業者に貸与する場合と同様の措置を機械等貸与者に義務付けることとしてはどうか。
- 法第33条で労働災害を防止するための措置を求められている機械は、運転の業務に当たり必要な資格等が定められていて、（機械のリースが一般的な）不特定の場所に自走する機械であるため、これらの条件を同様に満たすフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加してはどうか。

改正政令案の概要③（安衛令第11条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、建築物等貸与者が建築物を「個人事業者」に貸与した場合についても、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならないとされた。なお、当該建築物の全部を一の事業者若しくは事業を行う者に貸与する場合及び二以上の個人事業者のみに貸与する場合には適用されない。
- 現状、安衛法第34条の対象となる建築物を安衛令第11条にて「事務所または工場の用に供される建築物」と定めているところ、建築物等の管理に起因する労働災害は事務所や工場に含まれない、例えばスーパーマーケットのバックヤード、物流センター、倉庫等あらゆる場所で発生している現状を踏まえると、安衛法第34条の対象となる建築物を事務所と工場のみに限定するのではなく、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とするのが**適当**であるため、次のとおり改正するもの。

※ 対象建築物を貸与する際の建築物貸与者の講ずべき具体的な措置については、別途安衛則で定められており、災害事例等を踏まえ拡充予定。

2. 改正の概要

- 安衛令第11条において、安衛法第34条の対象となる建築物を、あらゆる事業の用に供される建築物とする。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

イ 建築物貸与者の講ずべき措置（法第34条）

対応案

- 貸与された建築物等による危険性は貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。
- 災害の実態を踏まえ、あらゆる場所で、建築物等の管理に起因する労働災害が発生しうることから「建築物」の範囲を事務所、工場に限らず事業の用に供される建築物としてはどうか。また、屋外駐車場等、建築物には当たらないものを貸与する場合は、貸与者に求める措置をガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 建築物貸与者の講ずべき措置については、共用の避難器具の表示・有効保持や警報設備の設置・有効保持などに加え、災害の実態を踏まえ、貸与を受けた者の占有部分以外の部分における墜落危険箇所の周知や安全な通路の確保等、災害の原因となっているものも追加してはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 屋外駐車場など、建築物に該当しない場所についても、リスクに応じた措置が徹底されるよう、ガイドライン等に基づく指導の対象とすべき。

改正政令案の概要④（安衛令第24条【新設】）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正法では、改正前の法別表第18に目的に応じて規定されていた車両系機械の運転技能講習の区分を統合し、法別表18第33号に「車両系機械運転技能講習」を規定するとともに、同表備考において、「車両系機械運転技能講習」とは、車両系機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習をいう」と規定されたものであり、技能講習の対象となる車両系機械の種類を政令で定める必要がある。
- このため、令和7年改正前の法別表第18に規定されていた、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」、「車両系建設機械（解体用）」及び「車両系建設機械（基礎工事用）」を技能講習の対象となる車両系機械として政令で規定する必要がある。

2. 改正の概要

- 安衛令第24条において、法別表第18の備考の政令で定める車両系機械として、
 - 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
 - 車両系建設機械（解体用）
 - 車両系建設機械（基礎工事用）の3種類の車両系機械を規定する。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

その他、登録機関制度等に関する論点(案)③ (技術の進歩に応じた迅速な型式検定機械等の改正のための規定関係)

型式検定対象機械及び技能講習対象業務の指定に関する現状の課題

- 電子制御技術の進歩等により、様々な安全装置等が考案されており、こうした機械等に迅速に型式検定を義務付けることが必要となる。また、技術の進歩により、車両系建設機械をはじめ様々な機械等が開発されており、こうした機械等の運転業務への迅速な技能講習の設定が必要となる。
- 現行法令では、型式検定対象機械及び技能講習の種類は、法律別表で定めることとされており、技術の進歩等に応じた迅速な改正が困難となっている。

改善のための論点

- 型式検定機械及び技能講習の対象となる業務について、電子制御技術の進歩等に迅速に対応するための方策を講じてはどうか。

分科会の御議論を踏まえ、改正法により、技能講習のうち「車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習」を「車両系機械運転技能講習」と位置づけることとした上で、法別表第18の「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」、「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」及び「車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習」を、別途政令で定めることを前提に削除した。（別表第18から別表第20関係）

改正政令案の概要⑤（手数料令第1条）

1. 改正の趣旨

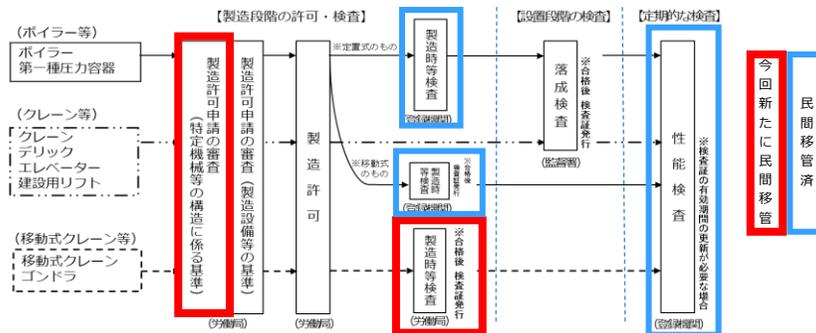
- クレーン・ボイラー等の特に危険な作業を必要とする機械等（特定機械等）を製造する場合、安衛法第37条第1項に定める都道府県労働局長の許可が必要であり、製造許可申請に当たっては労働安全衛生法関係手数料令に定める手数料（82,500円）の納付が必要となっている。この手数料は、設計審査を含めた都道府県労働局職員の業務量を踏まえ算出している。
- 令和7年改正法において、安衛法第37条第3項を新設し、製造許可の申請には、登録設計審査等機関が設計審査※を行った結果を添付することが新たに義務付けられ、都道府県労働局が行っていた設計審査に係る業務を登録設計審査等機関が行うこととなった。（登録機関がない場合等は引き続き都道府県労働局が実施）
- **今後都道府県労働局が設計審査を行わなくなった場合、都道府県労働局が徴収する手数料を、設計審査分を除いた業務量を元に算出したものとする必要があることから、**
 - ① 登録設計審査等機関が設計審査を行う場合の製造許可手数料
 - ② 登録設計審査等機関がない等の理由から、都道府県労働局が代わって設計審査を行う場合の製造許可手数料の2つの額を設定することとする。 ※ 申請に係る特定機械等の設計が、厚生労働大臣の定める構造規格に適合するかどうかの審査

2. 改正の概要

- 現行、一律82,500円とされている製造許可手数料について、都道府県労働局が設計審査を行うか否か応じて以下2つに分けた額を設定する。
 - ① 登録設計審査等機関が設計審査を行う場合、44,000円
 - ② 都道府県労働局が代わって設計審査を行う場合 82,500円（従前どおり）

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和7年10月（予定）
- (2) 施行日：令和8年4月1日



(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号) 附帯決議(個人事業者関係①)

参議院厚生労働委員会(令和7年4月10日)

- 一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。
- 二 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。
- 三 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。
- 四 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。
- 五 本法の内容と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（個人事業者関係②）

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

- 一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。（参一と同様。）
- 二 労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。
- 三 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。（参二と同様。）
- 四 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。（参三と同様。）
- 五 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。（参四と同様。）
- 六 個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。
- 七 本法の内容と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。（参五と同様。）
- 二十 事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。
- 二十九 芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（機械関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十一 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十五 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。）